

法務省式 ケースアセスメントツールの開発

法務省矯正局少年矯正課企画官
小林 万洋
甲南女子大学人間科学部准教授
森 丈弓



刑事政策としてのアセスメントツールの活用

- 犯罪や非行のない安心・安全な社会の構築
- 犯罪者や非行少年の再犯・再非行の抑止
- 政府の犯罪対策閣僚会議
「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月)

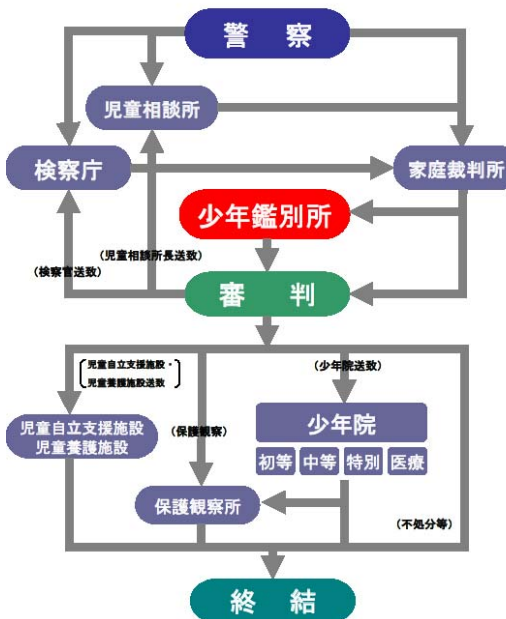


法務省式ケースアセスメントツール

少年の再非行の可能性と教育上の必要性を科学的根拠に基づいて把握することが可能となる新たな調査手法

法務省式ケースアセスメントツールの構成(1)

- 静的領域(過去の経歴等に着目して評定)
下位領域:生活環境, 学校適応, 問題行動歴, 非行・保護歴, 本件態様
「家族に少年を虐待する者がいた」
「学校内で問題行動を頻発していた」
「小学校時に家出又は無断外泊があった」
「初回の警察補導の措置を受けた年齢が13歳未満である」
「本件は指導・監督を受けている期間中の再非行である」など 24項目



少年鑑別所

主として家庭裁判所から観護措置決定によって送致された少年を收容するとともに、その心身の状況を調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設であり、全国で52か所に設置されている。

收容期間は原則2週間以内だが、特に必要があるときは家裁の決定により最長8週間まで延長される。

法務省式ケースアセスメントツールの構成(2)

- 動的領域(教育等により変化, 処遇のターゲット)
下位領域: 保護者との関係性, 社会適応力, 自己統制力, 逸脱親和性
「保護者は少年に対して高圧的である」
「学校又は職場内で必要とされる決まりを軽視している」
「学校生活又は就労生活に対する意欲が乏しい」
「欲求不満耐性が低い」
「犯罪性のある者に親和的である」など 28項目

評定結果の活用

- 少年鑑別所で得られた情報と総合して検討
- 同じスコアであっても処遇方針は違う
- 家庭裁判所調査官との事例検討で活用
- 少年院・保護観察所への実効性ある処遇指針の提示
- 数値の一人歩きなど, 誤解が生じない配慮
- 鑑別手続の中の有用な一資料

法務省式ケースアセスメントツールと犯罪・非行理論

- ソーシャルボンド理論(Hirschi,T.)
愛着(attachment), コミットメント(commitment), インボルブメント(involvement), 規範信念(belief)
- 低自己統制(Hirschi,T. & Gottfredson, M.)
犯罪者や非行少年の特徴的な性格特性
↓
 - ケースアセスメントツールと重なり合う
 - 再犯防止総合対策の重要施策と直結
「居場所」と「出番」の確保

開発経緯

- 矯正局にプロジェクトチーム設置(平成20年)
- 海外の取組, 鑑別実務, 人間科学の知見
- 当初試作版103項目→完成版52項目に精選
- 約6000人を2年間近く追跡
- 項目採用で採用した統計手法
カプランマイヤー推定量, Cox回帰, 決定木
- 妥当性の検証 AUC値:0.66
(予測的妥当性, 交差妥当性, 基準関連妥当性)
- 信頼性の検証(評定者間一致度)

今後の展望 安心安全な社会の実現に向けて

- 少年鑑別所の査定と少年院・保護観察所の教育・処遇とが科学的根拠に基づき、一貫性をもって展開
- 少年院在院中の少年に対する再評価の工夫
- 処遇効果検証
- データとその分析を踏まえた諸施策の検討